

## 信州まつもと空港冬期間スキーバス借上費助成金交付要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、信州まつもと空港発着定期便を利用した長野県内へのスキー観光客向けの旅行商品の提供を促し、冬期間の信州まつもと空港の利用促進を図るため、当該旅行商品を企画・実施した旅行業者に対し、信州まつもと空港と長野県内スキー場との移動に要するバスの借上げ費用の一部を、予算の範囲内で助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象及び助成額)

第2 第1に規定する助成金の交付対象及び交付額は、次の表のとおりとする。

助成対象	1 1月から2月の間において、旅行業法第3条の登録を受けている旅行業者が企画・実施した「信州まつもと空港発着定期便」を利用した包括旅行運賃(IT、IIT)が適用される募集型企画旅行商品の行程中、5名以上の信州まつもと空港と長野県内スキー場との移動に要する借上げバス(※)の費用 ※道路運送法第4条による許可を得ていること
助成額	(1) バス1台の利用者が10名以上の場合 バス片道1台につき 1万円 (2) バス1台の利用者が5名以上9名以下の場合 バス片道1台につき 5千円 ※この場合、ジャンボタクシー等による利用も含めるものとする

### (助成金の交付条件)

第3 助成金の交付を受けた旅行業者は、対象となった旅行商品の企画、実施及び販売に関する帳簿及び証拠書類を助成金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

### (助成金の交付申請)

第4 助成金の交付申請をしようとする旅行業者は、信州まつもと空港冬期間スキーバス借上費助成金交付申請書(様式第1号)を、信州まつもと空港利用促進協議会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

2 前項に規定する書類の提出期限は、前月分を取りまとめの上、当月の10日までとする。

### (助成金の交付決定及び確定)

第5 会長は、第4の交付申請があったときは、当該申請に係る書類及び実績を審査、確認し、助成金を交付すべきものと認めるときは、申請者に通知するものとする。

### (助成金の交付請求)

第6 第5の通知を受けた旅行業者が助成金の交付を請求しようとするときは、信州まつもと空港冬期間スキーバス借上費助成金請求書(様式第2号)を会長に提出するものとする。

(助成金の返還)

第7 旅行者がこの要綱に定める事項に違反して助成金の交付を受けた場合は、既に交付された助成金を会長に返還するものとする。

(書類の提出部数)

第8 この要綱により、会長に提出する書類の部数は1部とする。

(雑則)

第9 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(適用期日)

この要綱は、平成25年6月21日から施行する。

附 則

(適用期日)

この要綱は、平成26年10月21日から施行する。

附 則

(適用期日)

この要綱は、令和2年度の助成金から適用する。